

○高松市分収造林条例

昭和47年12月26日

条例第45号

改正 平成17年9月22日条例第103号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市分収造林条例

(目的)

第1条 この条例は、森林資源造成のため、造林地を拡大することにより、水源かん養及び国土の有効利用並びに緑化による自然環境の保全をはかることを目的とする。

(契約)

第2条 市長は、造林を行なうため、造林地の所有者（以下「土地所有者」という。）との契約により地上権を設定し、期間を定めて収益を分収する。

(契約内容)

第3条 前条に規定する契約には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 造林地の所在地及び面積
- (2) 契約期間
- (3) 植栽する樹種及び数量
- (4) その他市長が必要と認める事項

(樹木の帰属)

第4条 第2条に規定する契約により造林した樹木は、市及び土地所有者の共有とし、その持分は市10分の6、土地所有者10分の4とする。

(造林に必要な行為)

第5条 造林地の新植、補植、手入れ、防火線の設置その他造林に必要な行為は、市長が行なうものとする。

(市長及び土地所有者の義務)

第6条 市長及び土地所有者は、造林地保護のため、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 火災の予防及び消火
- (2) 盗伐、誤伐、境界侵入その他加害行為の予防及び防止
- (3) 有害鳥獣及び病虫害の発生予察
- (4) 境界標その他標識の保存

(下草等の採取)

第7条 土地所有者は、市長の承認を得て、次の各号に掲げる物を採取することができる。

- (1) 下草、落葉及び落枝
- (2) 樹実及び菌類
- (3) 手入れのため伐採する枝条の類
(天然に生じた樹木)

第8条 造林着手後天然に生育した樹木は、造林によるものとみなす。造林着手前から存する樹木で、造林した樹木と共に生育させるものについても、また同様とする。

(収益の分収方法)

第9条 造林地の収益分収方法は、市長が売払代金から伐採、運搬費等に要した費用を控除した残金について行なうものとする。

(固定資産税等)

第10条 契約後において生ずる固定資産税は、土地所有者が負担し、林道の開設、修理に係る負担金その他の費用は、第4条に規定する割合により市と土地所有者がこれを負担するものとする。ただし、地上権の設定及び抹消に要する費用は、市が負担する。

(損害賠償金等の分収)

第11条 造林した樹木について、第三者から受けた損害賠償金その他の取得金額からその請求に要した費用を控除して、第4条に規定する割合により市と土地所有者がこれを分収するものとする。

(権利の処分)

第12条 土地所有者は、造林地若しくは造林地の土石又は分収契約による権利を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(契約の解除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公用又は公益事業のため必要があるとき。
- (2) 土地所有者が土地を処分しようとするとき。
- (3) 天災その他の理由により契約の目的を達することができなくなったとき。

(契約解除の効果)

第14条 前条第1号及び第3号の規定により契約を解除したときは、直ちに収益の分収を行なう。

2 土地所有者は、前条第2号の規定により契約を解除したときは、造林のため市が支出した金額と、これに対する複利計算による年6パーセントの利息を、市に納付しなければならない。

3 土地所有者は、前項の規定による金額を納付したときは、造林に係る樹木について、市の有する権利を取得する。

(審議会の設置)

第15条 分収造林の適正な運用を期するため、高松市分収造林審議会を置く。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

2 塩江町分収造林条例（昭和54年塩江町条例第10号）第2条の規定に基づき塩江町の編入の日前に締結された契約については、この条例の規定にかかわらず、塩江町分収造林条例の例による。

附 則（平成17年9月22日条例第103号）

この条例は、平成17年9月26日から施行する。